

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

三重国民年金 事案 562

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで
申立期間当時は既に結婚していたが、実家の食堂を手伝っていた。国民年金保険料については、当初母親が納付していたが、夫が私の実家の食堂で働くようになり、昭和 51 年ごろからは夫婦の分を夫が納付していた。申立期間だけ納めていないということはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及びその夫は、国民年金加入期間について保険料をすべて納付済みであることから、申立人の母親及びその夫の納付意識は共に高かったものと考えられる。

さらに、申立人の夫に聴取した結果、昭和 50 年ごろに会社を辞めた後、申立人の実家の食堂で働き、その後帳簿を任されるようになり、申立人の国民年金保険料についても過去の分をまとめて納めた記憶があるとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の夫は 50 年 11 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立人の国民年金保険料についても 51 年 7 月に昭和 50 年度の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人の夫の記憶と符合している。

加えて、申立人の夫が、昭和 51 年 7 月に申立期間直後の昭和 50 年度の国民年金保険料を納付した時点では、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、申立期間直前の 47 年度及び 48 年度の保険料は前納されていることから、あえて申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 563

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

申立期間については、20歳になった時に国民年金に任意加入し、国民年金保険料をすぐに納めた。保険料は、地区の納税組合が毎月自宅まで取りに来ていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、20歳になると同時に国民年金に任意加入している上、申立期間直後の国民年金保険料についても現年度納付していることから、任意加入した月の保険料をあえて未納にしたとは考え難い。

さらに、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿等により、時期は明確でないものの、申立人が居住していた地区において納税組合が存在していたことが確認できるなど、申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 564

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から39年3月まで

国民年金への加入手続はA市に転居してから父親が行った。国民年金保険料については、私が父親に保険料を預け、自宅隣の父親の職場に来ていた集金人に納付していたので、申立期間について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年6月にA市において払い出されており、申立人の供述と一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和39年7月に申立期間直前の38年6月から同年11月までの国民年金保険料を納付しているが、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することも可能である上、39年9月には申立期間直後の同年4月から40年1月までの保険料を納付していることから、あえて申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月15日から同年12月1日まで

A社の在職期間中、一度も給与の遅延及び未払等は無く、毎月20日締め25日支払いで受け取っていたので、厚生年金保険料を1か月分だけ給与から天引きされなかったとは考えられない。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和29年11月15日にA社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和29年11月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の前後にA社の本店及び支店間で異動した数人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該異動に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和29年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和35年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和30年4月1日に入社以降、本支店間の転勤異動はあったものの一貫して在職し、平成4年11月6日付けで退職した。

平成20年3月10日付けで送付された「ねんきん特別便」で、初めて転勤ごとの年金記録が通知された結果、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いとされていることが分かったが、同一社内での転勤であるにもかかわらず、1日だけの日付の違いで、年金加入月数が1か月も減らされることは絶対承服し難いものである。厳正なる調査により、速やかな回答を要求する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人は申立期間にも同社で継続して勤務し（昭和35年11月30日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店に係る昭和35年12月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社において支店から本店に転勤した3人に申立人と同様の事象が見

受けられ、当該転勤に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和 35 年 12 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月23日から44年1月1日まで

私は、昭和34年4月1日から平成10年11月2日まで継続してA社で働いていたが、同社C支店からD支店に転勤したころの申立期間が社会保険庁の記録では厚生年金保険加入期間となっていないので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録及びB社が提出した在職期間証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年1月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社C支店から同社D支店に異動した5人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該異動に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和43年12月23日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年11月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年7月から46年11月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

昭和39年1月ごろ、市役所において婚姻及び転居の届けをした際に、退職の翌月から国民年金に加入するよう言われ加入した。

申立期間①については、月300円を、今まとめて納付すると約1割安くなる、納付しないと将来国民年金が受け取れなくなるとの説明を受け、さかのぼって納付した記憶がある。

申立期間②については、A市B区役所に転出証明の交付を受けに行った時、窓口で国民年金保険料の未納分のあることを教えられ、その場で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月に払い出されたもので、その時に38年9月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しており、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立期間①について、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時期や納付場所等の具体的な状況は不明である上、申立人が月額300円で保険料を納付できる期間や遡及納付についてまとめて納付すると割引される制度は存在しないなど、申立人の記憶と実際の制度との間に齟齬がみられる。加えて、申立期間①のうち、昭和40年7

月から44年8月までの期間及び同年11月から46年10月までの期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できない上、44年9月、同年10月及び46年11月の国民年金加入期間については、平成10年6月に申立人の元夫の厚生年金保険加入記録の整理に伴い追加されたものであることから、その時点では、当該期間の保険料は時効により納付できない。

その上、申立人は、昭和50年12月27日に、38年9月から40年4月までの期間及び46年12月から47年12月までの期間の国民年金保険料を特例納付していることから、当該期間の納付と申立期間①の納付を錯誤している可能性もある。

申立期間②について、申立人は、昭和61年8月ごろ、A市B区役所に転出証明の交付手続に行った時に国民年金保険料の未納を指摘されたため、その場で保険料を納付したと主張しており、転出先であるC県D町の記録においても、申立人が同区を転出したのは61年8月29日であることが確認できるが、その時点では、申立期間②の保険料は過年度納付によらなければ納付できないところ、A市に照会した結果、申立期間②当時、区役所及び区役所内の金融機関においても過年度納付は取り扱っていなかったとしているため、申立内容に不合理な点がみられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 566

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 56 年 7 月まで
私が短大を卒業した昭和 52 年 4 月ごろ、母親が市民センターにおいて私の国民年金の加入手続をした。
国民年金保険料については、母親が地区にある市民センターで納付していたので、申立期間について未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする母親に聴取しても、当時の記憶が明確ではないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 1 月に払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 567

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から52年11月まで
会社を退職後、市民センターにおいて国民年金に加入し、毎月自転車で集金に来てくれていた男性に、国民年金保険料を納付していたことを覚えている。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、市の記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の届出は、平成11年5月24日となっている上、通常、申立人の厚生年金保険加入期間から国民年金への切替手続きが行われた場合、申立人の夫の国民年金の加入資格についても任意加入から強制加入への切替手続きが行われるが、申立人の夫の切替手続きが行われた形跡も無いことから、申立期間当時に申立人が国民年金への加入手続きを行ったとは考えられない。このことを前提にすると、申立期間は未加入期間であったため、国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は昭和 46 年に知人の紹介で A 社に入社し、調理師として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している A 社の同僚の供述から、時期は確定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、申立人は、同社で勤務していた期間についても記憶が明確でない。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、同社からの回答は無い上、申立人は同社の当時の事業主から在籍証明書をもらい、社会保険事務所に提出した旨主張するが、当時の事業主に照会しても在籍証明書を発行した事実は無いと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会を試みたものの、上記の一人の同僚から申立人と一緒に勤務していたとの供述が得られた以外は、他界、連絡先不明等のため、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠

番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立期間に係る雇用保険の記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月1日から25年7月1日まで

私は申立期間にA事業所（現在は、B事業所）に勤め、その間厚生年金保険に加入していたと思うので、加入記録が見つからないとの社会保険事務所の回答には納得できず、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和25年7月1日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚のうち連絡が取れた一人に照会したところ、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年であり、それより前は厚生年金保険に加入していなかった。」との回答があり、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者の資格取得日は、いずれも昭和25年7月1日以降となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 386

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 1 月 10 日まで

昭和 51 年 11 月に A 事業所（昭和 53 年 1 月に、B 社に事業所名変更）に正社員として入社した。ルートセールスとして勤務しており、休日は日曜祭日、勤務時間は 1 日 8 時間であった。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらったが、私は同事業所で正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録により、申立人が申立期間のうち少なくとも昭和 53 年 12 月 26 日以降の期間に B 社で勤務していたことが確認できるとともに、同社の事業主の供述により、申立人が同年 11 月ごろにも同事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間に A 事業所に在籍していた同僚に照会したところ、複数の同僚が、同事業所では入社してしばらくの間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと回答している上、事業主も勤務していた期間のうち 1 年間程度厚生年金保険に加入していないと供述している。さらに、申立人が自分の入社時期（昭和 51 年 11 月）の 1 年後に入社したとしている同僚（一人）について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録をみると、当該同僚

は申立人が主張する入社時期の1年以上後に資格取得していることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、複数の同僚が「当時、A事業所では退職者の補充のために従業員を採用していたため、一度に二人以上入社することは無かった。」と供述しているところ、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間にA事業所において資格を取得した者はいない上、昭和54年1月10日に申立人を含む5人が、その後同年5月20日には3人が資格取得していることから、当時同事業所では、入社日にかかわらず数人の従業員をまとめて厚生年金保険に加入させていたとも考えられる。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年5月1日まで

私はA市教育委員会から、平成3年4月1日に同市B公民館の館長として赴任するよう要請を受け、同公民館に同年4月1日から6年3月31日まで勤めていた。各公民館長は毎年4月1日付けで任命されていたので5月1日に就任することは考えられない。社会保険事務所から送られてきた厚生年金保険の期間照会への回答に記載されている資格取得日の5月1日は間違いである。人事異動通知書を添付するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市教育委員会の人事異動通知書及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同市B公民館に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA市人事課に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A市の公民館を所管している同市教育委員会に照会したところ、「平成3年4月1日から勤務することとなっていた前任者が急きょ健康上の理由により退職したため、後任として申立人が勤務することとなり、当時の事務担当者が申立人に社会保険の加入について聞いたところ、申立人が『公立学校を退職した後も共済組合の任意継続組合員(健康保険)となっており、既に平成3年4月分の健康保険料を支払っている。』と言ったことから、申立人の了解を得た上で、社会保険への加入を同年5月とした。」との供述があった。

さらに、上記の公立学校の事務担当者に照会したところ、申立人を共済組合の任意継続組合員とする手続きを行った旨供述している。

加えて、申立人のA市人事課における雇用保険加入記録によると、平成3年5月1日資格取得となっており、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 388

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

昭和 45 年 1 月末日前に A 事業所を退社後、父親が経営する B 事業所に手伝いとして入った。その後、同事業所が工事を請け負っていた C 社の社長より命を受け、45 年 4 月から 53 年 3 月まで同社に在籍した。当時の事務担当者に聞いたところ、申立期間について厚生年金保険への加入手続を行ったとのことであった。

第3 委員会の判断の理由

C 社の複数の同僚の供述により、勤務時間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社は昭和 57 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の社長及び役員も他界しているため、当時の給与関係の事務担当者に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は残っておらず、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは覚えていない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間に C 社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る具体的な取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している C 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録をみると、C 社に係る加入記録が無いことから、申立人については社会保険及び雇用保険への加入手続が行わ

れなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者原票によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入しており、このうち昭和48年4月から同年12月までの期間、49年4月から同年6月までの期間、50年4月から同年10月までの期間及び51年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を各年度内に納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 389

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 21 日から 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 10 月 15 日から 42 年 7 月 30 日まで

昭和 38 年 3 月 21 日から 42 年 7 月 30 日までの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を受給していない。当時、妊娠 5 か月ごろから切迫流産、切迫早産の危険があったため、医師から絶対安静と言われており、脱退手当金の申請に行くことは不可能だった。また、脱退手当金の制度についても知らなかった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号が申立人の前後である女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 7 月の前後（昭和 40 年 1 月から 44 年 12 月までの期間）に資格を喪失した者 24 人（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人が脱退手当金を受給しており、そのうち 11 人については資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。また、上記の 12 人の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）のうち連絡先が分かった者に照会したところ、複数の同僚が同事業所に脱退手当金支給に係る手続を行ってもらったと供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、上記の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が申立人について記されている。

加えて、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 43 年 5 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月1日まで
② 昭和21年9月1日から22年1月20日まで

夫はA専門学校を卒業後、B市のC病院に勤務し、その後D社（現在は、E社）に勤務し、薬剤師の仕事をしていたと思う。申立期間①はF地にあった事業所に勤務し、②は終戦後に本社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①当時、厚生年金保険の適用区域は、「内地」である現在の日本国内であり、「外地」であるF地の事業所には適用されていなかったことから、申立人が申立期間①に勤務していたとする事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてE社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、厚生年金保険記号番号払出簿に記載されている同事業所において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち連絡先が分かった二人に照会したところ、このうち一人は「当時のD社の入社規則に、

例えば『専門学校又は大学を卒業した者は見習社員として入社し、見習期間は3か月とする。』旨記載されていた。」と回答している上、当該同僚は、本人が記憶している入社日の約4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 8 月 6 日まで
私は、13 歳の時、親に連れられて A 市にある B 社の工場へ行き、昭和 23 年ぐらいまで、朝から夕方まで 8 時間機械織りの仕事をしていた。社会保険事務所で女性の厚生年金保険の加入は昭和 19 年から始まったと聞いたが、社会保険事務所の記録では、私の厚生年金保険加入記録は 23 年から 24 年までの 1 年間しか無く、19 年から 23 年 8 月までの加入記録が抜けているのはおかしいと思い、申し立てた。なお、申立期間当時については、古いことでよく覚えていないし、当時の知り合いだった同僚も亡くなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の社会保険等に係る資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人と同時期に B 社 C 工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚への照会を試みたものの、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している B 社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 392

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月まで

昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月までの間働いた A 社の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、加入事実が無い旨の回答を受けた。約 1 年間の未加入期間があるとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録により、申立人が申立期間のうち少なくとも昭和 42 年 2 月 1 日以降の期間に A 社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、「A 社に入社した当初は土木作業員であり、入社 of 1 年ぐらい後に大型特殊免許を取得し、ブルドーザー等に乗って仕事をするようになった。」と供述しているところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会した結果、「当時も今も、正社員のみ厚生年金保険に加入させており、正社員は重機を取り扱える者しかなれなかったと思う。」との回答があった。このことから、仮に申立人が申立期間の 1 年間も同社で勤務していた場合には、申立人は申立期間には大型特殊免許を取得しておらず正社員ではなかったため、厚生年金保険に加入できなかったとも考えられる。

また、申立期間ごろに A 社で経理関係の事務員であったとする同僚及び申立期間に同社に在籍していた同僚に照会しても、複数の同僚が、当時厚生年金保険に加入していたのは正社員のみであり、土木作業員は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理

な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。